

施策1 地域福祉の推進

施策の方向

市民が共に思いやり、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、ボランティアなどの活動を支援しながら、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働[※]による地域福祉を推進します。

現状と課題

- 地域社会では、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しています。近年多発している自然災害を受け、地域の絆やコミュニティ[※]の必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。
- 市民の地域福祉に対する意識を醸成するとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への幅広い市民の参加を促進し、地域における生活課題に取り組む市民の力を引き出し、支え合いの地域づくりにつなげていく必要があります。
- 市民が生活課題に取り組むにあたり、身近に相談できる場の整備・周知を図り、関係者や関係機関が連携することで、市民に対する支援体制を構築していく必要があります。
- 支援を必要とする人を地域で継続して支えていくため、地域福祉を支えるボランティアの養成と活動支援により、つながりづくりや見守り、声かけを行うことができる関係を築いていく必要があります。
- 地域住民が福祉サービスを適切に利用できるよう、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働のもと、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりが必要です。
- 地域住民が社会福祉施設や介護保険サービス及び障害福祉サービスなどを安心して利用できるよう、社会福祉法人や事業者等に対して、運営等に関し、適切な指導・監査を行っていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R2)		目標値 (R7)
成果指標	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	88% (R1)		95%
市民実感 度指数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2.53P	2.55P	2.55P	—

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策1 地域福祉の推進

（1）地域福祉活動への参加促進

- 社会福祉総務事務

（2）地域福祉のネットワークづくり

- ◎地域支援事業（再掲）
- 民生委員関係事務
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉関係計画推進事業
- 戦没者・原水爆被爆者等援護事業

（3）社会福祉事業等の適正な運営の確保

- 社会福祉事業等指導・監査事業

主要事業

地域支援事業(再掲)

担当部課名

福祉保健部 総務課・健康政策課・
 地域保健課・介護保険課

事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村が重層的に支え合う制度として平成12年4月に創設された。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法により、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成28年4月から実施するとともに「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、平成12年の38,018人に対し、令和2年は55,156人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体による多様なサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援のほか、認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル※関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制※の推進に取り組む。
- 低栄養予防、オーラルフレイル予防、筋力低下予防等の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、フレイル予防の取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	978,243	992,671	995,873

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策2 高齢者福祉の充実

施策の方向

高齢者が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制[※]を確立する中で、生活支援や介護のサービスを適切に提供するとともに、介護予防や認知症[※]対策を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防等との連携により、支援が必要な方を身近な地域で支える地域包括ケア体制を一層充実することが必要です。
- 高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくとともに、認知症[※]の方への適切な支援や高齢者の権利擁護に関する事業を推進するなど、高齢者の自立した生活を支援する環境づくりが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を促進するための体制づくりが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	
成果指標	地域包括支援センターの 相談支援件数	4,836 件 (R1)	6,069 件	
	介護を要しない前期高齢 者の割合	96.1% (R1)	96.0%	
	認知症サポーター数	16,619 人 (累計) (R1)	21,820 人 (累計)	
市民実感 度指数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	2.41P	2.42 P	2.39 P	—

施策を構成する事務事業

施策2 高齢者福祉の充実

(1) 生きがいつくりの推進

◎生きがい対策事業

○福祉センター事業

(2) 生活支援サービスの提供

○老人保護措置事務

○敬老対策事業

○在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業

○在宅高齢者対策事業

○若竹ねざらい事業

(3) 介護サービスの提供や介護予防・認知症対策の推進

◎地域支援事業

◎成年後見制度普及促進事業

○介護保険対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

生きがい対策事業

担当部課名

福祉保健部 総務課

事業概要

- 高齢者が知識と経験を生かし、地域社会における社会奉仕活動や創造的活動に参加し、生きがいを高めるため、シニアクラブ等への助成を行うとともに、超高齢社会を迎え、地域住民の主体的な参加の促進を図るため、地域の連携意識と福祉の心の醸成を図る。

現状と課題

- 高齢者数の増加が予測される中、シニアクラブの継続した運営及び会員数を増やしていくことが課題である。

今後の事業展開

- 市シニアクラブ連合会と連携して、単位シニアクラブによる市いきいきサロン事業の新設・運営を促進する等、組織の活性化と運営支援及び新規会員数の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	20,760	20,306	20,365

地域支援事業

担当部課名

福祉保健部 総務課・健康政策課・
 地域保健課・介護保険課

事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村が重層的に支え合う制度として平成12年4月に創設された。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法により、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成28年4月から実施するとともに「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、平成12年の38,018人に対し、令和2年は55,156人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体による多様なサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援のほか、認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル※関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制※の推進に取り組む。
- 低栄養予防、オーラルフレイル予防、筋力低下予防等の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、フレイル予防の取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	978,243	992,671	995,873

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

成年後見制度普及促進事業

担当部課名

福祉保健部 総務課

事業概要

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、平成31年3月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、平成31年4月には「甲府市成年後見制度中核機関（以下「中核機関」という。）」を設置し、甲府市社会福祉協議会へ運営を委託した。中核機関である甲府市社会福祉協議会と本市が車の両輪となり、成年後見制度の利用を促進するための施策に取り組んできた。これまでの取組みを検証し、抽出された課題の解決を図るため、令和2年3月に「第2次甲府市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用を更に促進する。

現状と課題

- 成年後見制度の利用者は増加しており、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度のニーズも高まっている。しかし、本市が行ったアンケート調査では、成年後見制度の認知度は低下をしており、制度の周知・啓発を強化する必要がある。また、将来的な利用者の増加を見込み、専門職や親族以外の成年後見人・補佐人・補助人（以下「後見人」という。）の担い手の確保に向け、市民後見人の養成や法人後見の体制整備を行うとともに、後見人への相談支援体制の強化も求められる。さらに、本人と後見人を支援する自発的なチーム作りを円滑に行うため、法律や福祉の専門職と地域との連携を強化することが必要である、なお、後見人は広域的に活動を行うことから、近隣自治体との広域的な連携も検討する。

今後の事業展開

- 第2次甲府市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の普及・啓発の推進、中核機関の機能充実、権利擁護の地域連携ネットワークの強化の3つの施策を推進し、成年後見制度の利用促進を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	19,839	19,405	19,462

施策3 障がい者福祉の充実

施策の方向

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいへの理解を深める中で、障がいのある人の生活を支える各種サービスを提供するとともに、社会参加を促進する等、障がい者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、障がいによって差別されることなく、共に生きる喜びを実感できるよう、協働による共生社会の実現を目指す必要があります。
- 障がいの多様な特性にかかわらず、また、どんなに障がいが高くても、必要とするサービスを利用しながら、障がいのある人本人が希望する地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がいのある人が、生涯を通じて、可能な限りその希望する身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約しているあらゆる社会的な障壁の解消を推進し、いきいきと暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がい児の健やかな育ちを身近な地域で支援するため、ライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりの構築を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)
成果指標	一般就労移行者数（累計）	112人	150人
	基幹相談支援センター※の相談支援件数	12,174人 (R1)	12,000人
市民実感 度指数	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2.24P	2.24P	2.22P
			令和2年度
			—

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策3 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者福祉サービスの提供

- ◎重度心身障害者医療費助成事業
- ◎自立支援サービス事業
- 特別障害者手当等支給事業
- 心身障害児童福祉手当支給事業
- 自立支援医療事業
- 自立支援補装具事業
- 自立支援給付審査会事業
- 障害児通所支援事業
- 障害児(者)施設整備事業

(2) 社会参加の促進

- ◎障害者のすみよいまちづくり事業
- ◎地域生活支援事業
- 障害者センター事業
- 身体障害者福祉事務

主要事業

重度心身障害者医療費助成事業

担当部課名
 福祉保健部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者の医療費助成
- 入院時の食事代の助成

現状と課題

- 窓口無料方式による医療費助成に対する、国民健康保険制度における国庫負担金等の減額措置を解消するため、平成26年11月から助成方法を自動還付方式に移行した。
- 中学校3年生までの重度心身障がい児については、健常児との均衡を図るため、平成28年4月より、助成方法を自動還付方式から窓口無料方式に変更した。
- 入院時の食事代の助成については、在宅と入院の費用負担の公平性の観点から、対象者の見直しを行った。

今後の事業展開

- 支払困難者については、県の貸付制度の周知をさらに図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	662,632	673,444	668,859

自立支援サービス事業

担当部課名
 福祉保健部 障がい福祉課

事業概要

- 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を行う。
- 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助を行う。
- 居住系サービス…共同生活援助、施設入所支援を行う。

現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者が増えているが、障がい者のニーズの多様化により、様々なサービスを提供する必要がある。適切なサービスを提供するため、利用計画の作成等及び指定特定相談事業所[※]の人材育成が求められる。また、法制度の改正等を注視する必要がある。

今後の事業展開

- 更なる資質の向上を図るため、情報の共有や研修等を通じて指定特定相談事業所全体のスキルの底上げを図りながら、制度改正等に適切に対応していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3,892,476	3,932,997	4,073,003

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

障害者のすみよいまちづくり事業

担当部課名

福祉保健部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者に対するタクシー利用料金の助成（タクシー利用券の交付）

現状と課題

- 重度心身障がい者の社会参加・自立支援のため、引続き事業を継続する必要がある。
- タクシーの初乗り料金の変更に伴い令和2年4月から助成額を1枚740円とした。

今後の事業展開

- 安定的な事業実施のために、助成基準額の増額等を県に要望していく。
- タクシーの初乗り料金に変更となった場合は、他都市の状況を注視する中、助成額の変更を検討する。
- 令和3年度から、当初交付枚数（最大24枚）を使い切った人を対象に追加交付（最大12枚）する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12,582	12,307	12,343

地域生活支援事業

担当部課名

福祉保健部 障がい福祉課

事業概要

- 意思疎通支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業等の事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施する。

現状と課題

- 各事業は、直接実施又は社会福祉法人等への委託等により実施しているが、必須事業のうち、「成年後見制度[※]法人後見支援事業」については、今後も継続して組織体制の構築に取り組む。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修を行い、意思疎通に支障がある障がい者等が自立した日常生活を送れるように支援する。
- 平成26年度より障害者基幹相談支援センター[※]を設置し、地域の中核的な総合相談の支援拠点として障がい者や家族からの相談に総合的に応じているところであるが、障がい者の地域移行、地域定着が国の政策として進められる中、相談内容も多岐に渡り、より一層の相談支援体制の強化が求められている。

今後の事業展開

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化する。
- サービスを必要とする方が利用できるよう、分かり易い情報提供に努める。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的とし、地域生活支援を更に推進するため、甲府市地域生活支援拠点等を整備し、各種事業を実施する。
- 福祉、保健、医療等関係者による協議により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた現状把握及び地域課題の抽出、共有等の取組を更に推進する。
- 医療的ケア児（者）の支援に関して現状把握、分析、関係機関との連絡調整、支援内容の協議等を担うコーディネーターの配置を検討する。
- 聴覚障がい者等に対し、コロナ禍にあっても迅速で安心・安全な支援が行えるよう、意思疎通支援事業において、通信機器を用いた遠隔手話サービスを実施する。
- 関係機関等と連携し、障がい者の支援体制づくりの充実に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	188,202	196,001	196,568

施策4 社会保障の充実

施策の方向

市民の安定した生活と健康を支えることができるよう、生活困窮者に対し、個別の世帯の実情に配慮した適切な支援に努めるとともに、国民健康保険や介護保険などの健全な運営を推進します。

現状と課題

- 社会経済構造の変容が著しい中、社会保障の果たす役割は大きく、国民に健やかで安心できる生活を保障するという社会保障の健全かつ持続的・安定的な運用が求められます。
- 生活が困窮している市民に対しては、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、一人一人の実情に配慮しつつ、包括的な相談支援とともに、安定した住居の確保と就労機会の確保など、自立を促すための取組などが必要です。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険料の収納率の向上などに取り組む必要があります。
- 国民年金の制度に対する理解を深めるとともに、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。
- 介護保険の健全な運営を図るため、介護サービスが適切に受けられる環境の整備、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。

● 施策の成果

	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	
成果指標	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合	9.9% (R1)	12.5%	
	国民健康保険料の収納率（現年度）	92.61% (R1)	93.40%	
市民実感 度指数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2.46P	2.46	2.45P	—

施策を構成する事務事業

施策4 社会保障の充実

(1) 生活困窮者への適切な支援

- ◎生活保護扶助事業
- ◎生活困窮者自立支援事業
- 行旅病人死亡人取扱事務
- 生活保護総務事務
- 生活保護適正実施推進事業
- 中国残留邦人生活支援事業
- 生活保護受給者就労支援事業

(2) 国民健康保険の健全運営

- ◎国民健康保険事業

(3) 後期高齢者医療の運営支援

- 後期高齢者医療事業

(4) 介護保険の健全運営

- 介護保険運営事業

(5) 国民年金の普及啓発

- 国民年金事務

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

生活保護扶助事業

担当部課名

福祉保健部 生活福祉課

事業概要

- 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭などの必要な扶助の支給を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした事業である。

現状と課題

- 生活保護制度は、社会経済情勢の変化に影響されると考えられ、本市の被保護者世帯数は、平成30年度をピークに令和元年度は減少傾向となったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化等により、令和2年度の被保護世帯数は、微増傾向に転じている。また、被保護世帯の類型別割合は「高齢者世帯」が全体の半数以上を占めているが、稼働可能な被保護者の多くが該当する「その他世帯」の割合も一定程度を占めており、その自立助長が課題となっている。
- 生活保護における扶助費のなかで、その約5割を医療扶助費が占めているとともに、その額も増加傾向にあることから、頻回受診、重複処方対策や後発医薬品の使用促進等を今後も図る必要がある。

今後の事業展開

- すべての被保護世帯に対して配布している「生活福祉課だより」を活用し、引き続き、制度の周知徹底を図っていく。また、生活習慣病の予防等の取組を推進する「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月より必須化となったことから、被保護者の健康状態を把握する中で、課題の抽出・分析を行うとともに、被保護者の健診の受診勧奨など、事業展開に向けた取り組みを進めていく。さらに、後発医薬品の使用原則化に基づき、被保護者に対する周知・指導に加え、薬局や関連団体等に対して制度の周知を行い、後発医薬品の使用促進にも継続して取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5,058,179	4,962,462	4,991,757

生活困窮者自立支援事業

担当部課名
 福祉保健部 生活福祉課

事業概要

- 生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者に対し、主に就労支援を行うことにより、就労意欲の喚起を行い、早期就労・早期自立に繋げるとともに、相談体制の強化のため、生活困窮者に対する訪問型の相談支援を行うアウトリーチ支援員を新たに配置する。
- 生活困窮者住居確保給付金事業は、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方々に、一定の就職活動を行うことを要件に家賃扶助（有期で限度額あり）を行う。
- 生活困窮者一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対して一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行い、自立に向けて支援する。
- 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業は、子どものいる生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、就学支援相談員が支援対象世帯を訪問して、子どもとその親に対し必要な支援を行う。
- 家計改善支援事業は、家計に問題を抱える生活困窮者に対して、専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細やかな対応により、支援対象者の家計管理能力の向上を図り、早期に生活を再建させるための支援を行う。
- 就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練を行う。

現状と課題

- 相談者は、経済的困窮のみならず、障がいや傷病、DV^{*}や家族関係等さまざまな悩みを抱えて相談に来るケースもある。相談者のニーズを的確に捉え、関係部署や関係機関に繋いでいく必要がある。

今後の事業展開

- 今後は、稼働可能な者に対しては、ハローワーク甲府との連携による支援とともに、平成26年11月から開設された本市とハローワーク甲府との一体的事業である職業相談窓口「ワークプラザ甲府」との連携を一層密にした就労支援を展開していく。また、様々な要因から直ちに就労が困難な者に対しては、就労準備支援員が日常生活自立の段階から同伴型の支援を実施し、就労に必要な基礎能力の形成及び就労意欲の喚起を図っていく。
- 稼働不可の者に対しては、関係部署や関係機関との連携を密にして、それぞれの悩み解決に向けた総合的な支援を展開していく。ホームレスや子どもに対しても、それぞれの自立に向けて、個々の実情に即した的確な支援を展開していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	42,777	45,098	45,229

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

国民健康保険事業

担当部課名

福祉保健部 健康保険課

事業概要

- 国民健康保険制度は、都道府県及び市町村を保険者として、職域を対象とする健康保険や各種共済組合等の被用者保険の被保険者、組合員やその扶養者などの職域単位で行われている制度以外の農林漁業、自営業者などで構成されている地域保険である。
- 病気、けが、出産及び死亡の場合に被用者保険加入者以外の方に対する保険給付を行い、医療保険制度の中核をなす制度であるとともに、医療保障のみならず保健事業活動も実施しており、地域住民の健康保持や健康増進に対しても重要な役割を果している。

現状と課題

- 国民健康保険の財政運営は、他の医療保険に比べ所得水準が低い加入者が多く、また年齢構成が高く医療費水準も高いといった構造的な問題を抱えているとともに、1人あたりの医療費が年々増え続けている状況から、安定的な保険料収入の確保が求められている。

今後の事業展開

- 国は国民健康保険事業が抱える構造的な問題を解決するため、公費負担の拡充を行うとともに、平成30年度から国民健康保険事業を都道府県単位として県との共同運営を行っている。共同運営において、県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指し、また市町村は、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業等、引き続き地域における事業を行っていくこととなる。今後も、国民健康保険の健全な運営を図る観点から、収納率の向上や医療費適正化に取り組んでいく。
- 保険料の収納率向上については、積極的な取組により、国民健康保険事業の財政基盤の安定化を図る。また、医療費適正化を更に推進していくため、特定健康診査[※]及び特定保健指導[※]の受診率向上とジェネリック医薬品[※]の使用率向上を図るとともに、「第2期甲府市国民健康保険データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）」に基づき、より効果的・効率的な保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	18,162,920	17,799,661	17,443,667

施策5 健康づくりの推進

施策の方向

生涯を通じて市民が健やかに暮らすことができるよう、健康や食育に関する知識の普及啓発を図る中で、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、疾病予防や母子保健の充実を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化が進行し、医療や介護に係る負担がより一層増えることが予想されるなか、健康寿命[※]の延伸を実現するため、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上していく健康づくりを推進することが求められています。
- 健康や食育に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における健康づくりを推進する団体等との協働[※]のもと、誰もが参加できる地域の健康づくり活動を推進するなど、市民自らが健康について理解と関心を持ち、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 生活習慣病やがん等の早期発見等による疾病予防、母性や乳幼児の健康の保持・増進を図るための母子保健、さらには感染症の予防対策等の充実により、乳幼児から高齢者までライフステージ各期に応じた健康づくり施策を推進する必要があります。
- 平常時の感染症発生動向調査や、結核・HIV・新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する啓発や情報提供等に取り組み、感染症の予防及びまん延防止の対策を強化する必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R2)	目標値 (R7)
	成果指標	がん検診の受診率		胃がん 7.1% 子宮がん 8.1% 肺がん 12.8% 乳がん 13.3% 大腸がん 10.5% (R1)
乳幼児健康診査の受診率		1歳6か月児 99.8% 3歳児 96.1%	1歳6か月児 97.4% 3歳児 96.5%	
市民実感 度指数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2.63P	2.61P	2.61P	—

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策5 健康づくりの推進

（1）健康づくりへの支援

- ◎健康づくり推進事業
- 保健施設管理事業
- 保健所総務管理事業

- ◎母子保健事業(再掲)
- 市民いこいの里管理事業

（2）疾病予防

- ◎健康診査事業

- ◎各種予防事業

（3）母子保健の充実

- ◎母子保健事業(再掲)

（4）感染症への対策・患者支援

- ◎感染症対策事業

主要事業

健康づくり推進事業

担当部課名

福祉保健部 健康政策課・地域保健課
精神保健課

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 健康づくりの推進においては、個人の生活習慣の改善等を通じて健康寿命[※]の延伸・健康格差の縮小を図るため、健康増進法、「甲府市保健計画」、「甲府市食育推進計画」、「甲府市自殺対策推進計画」等に基づき、地域における健康づくりを推進する団体等と連携・協力し、健康づくり事業を実施する。
- 保健所業務として、精神保健福祉相談員を配置し、自殺予防、ひきこもり対策を含む精神保健に関する専門的な相談・支援体制の強化を図るほか、難病患者支援、受動喫煙対策、地域・職域連携推進事業等を実施する。

現状と課題

- 「健康都市こうふ基本構想」及び「健康都市宣言」に基づく施策の推進や中核市への移行に伴う保健所に係る移譲事務の実施など、本市の状況をかんがみ策定した「第8次甲府市保健計画」の推進を図る必要がある。
- 地域においては、各地区に保健計画推進協議会を組織し、愛育会や食生活改善推進委員会等が行政と連携し、健康づくり推進のための取組を展開している。市民自らが健康づくりに対する意思や意欲を高め、主体的な健康づくりを推進するための支援が求められる。
- 健康寿命の更なる延伸に向けては、高齢者の健康の保持・増進を図るとともに、地域や仲間と関わる社会参加の機会が重要となるため、フレイル[※]予防に着目した働きかけが必要である。また、働き盛り世代の健康課題を整理し、地域保健と職域保健との連携を進めることが求められる。
- 生活習慣の改善や維持ができるよう、市民自らが健康についての理解と関心を深め、さらに、日常生活の自立度を維持するため、運動機能の維持・増進にも取り組む必要がある。健康づくりの推進、特にポピュレーションアプローチ[※]においては、地域社会全体で健康づくりの充実と強化を図る必要があることから、「人」「地域」「まち」が一体となって健康の好循環を創り出す「健康都市こうふ基本構想」の考えや「健康都市宣言」の5つの要素に基づく施策を推進していくことが重要である。
- 食育の推進については、市民アンケート結果や統計データ分析より「子どもが食事を楽しむ環境づくり」「自分の体型に対する正しい認識を培う取組」「子育て世代・働き盛り世代の欠食を減らす環境づくり」「健康寿命の延伸に向けた取組」が重点課題である。
- 自殺者数は社会情勢の変化によって変動する可能性が高く、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、全国的に女性や子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあるため、自殺の動向を踏まえた対策を講じていく必要がある。
- ひきこもりの状態にある当事者の長期化及び高齢化が進んでおり、介護や困窮といった複合的な問題を抱えている世帯が増加しているため、庁内及び関係機関と連携を図り、支援体制を整えていくことが求

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

められている。

- 保健所設置に伴い、広域かつ専門的な視点での健康づくりの推進を図る必要があることから、健康づくりに関する各種関係機関との連携及び専門的な相談支援の充実、健康づくりの環境面に寄与するための体制整備、職員のスキルアップが求められる。
- 40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅で過ごすためには在宅サービスや支援等が必要となるが、介護保険を利用することができないため、その費用が負担となっている。

今後の事業展開

- 庁内の関係部局や地域の諸団体及び関係機関と連携を図りながら、「第8次甲府市保健計画（2020年度～2023年度）」に基づき、保健施策を総合的に推進する。
- 「健康都市宣言」の自分の健康はまず自分で守るという観点から、住民の健康に資する活動への参加に対してインセンティブとなる健康ポイントを付与し、主体的な健康づくりの継続を後押しする健康ポイント事業や、健康に関する正しい知識や情報を伝え、「通いの場」などで健康に資する活動を実践することで、地域住民の健康意識の醸成と行動変容を促していく人材の養成事業、企業や団体、個人による活発な健康づくりの取組を表彰・周知することで、モチベーションの向上を図るとともに、その波及効果をまち全体に広げていくための表彰事業を実施し、「人」「地域」「まち」が一体となった、生涯を通じた健康づくりを推進する。
- 「あなたの地区（まち）の出張保健室」等による住民への健康相談・健康教育により、生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現できるよう健康づくりを推進する。さらに、小規模事業所の従業員等を対象とした「生活習慣病等予防講習会」を実施するなど地域保健と職域保健との連携を深める中で、生涯を通じた健康づくりの充実を図る。
- 食育推進の関係団体、関係機関等と連携をとりながら、「甲府市食育推進計画」に基づき、食文化を通じた次世代への食育推進事業、味覚教育、体験型食事教育等の事業を実施し、新たな日常に対応した食育の更なる推進を図る。
- 自殺対策においては、社会情勢や動向を把握する中で、重点的に取り組む必要のある事業を明確にした上で、「甲府市自殺対策推進計画」に基づき庁内の横断的な連携を図っていくとともに、ゲートキーパー養成講座や研修会等を通じて心の健康に関する普及啓発を行い、生きることの包括的な支援を推進する。
- 地域で活動しているひきこもりの関係機関との支援体制を構築するため、意見交換の場を持ち、ひきこもりの状態にある当事者の居場所づくり等きめ細やかな支援を推進する。
- 保健所設置に伴う業務として、精神保健福祉事業、難病患者支援事業、受動喫煙対策事業、地域職域連携推進事業等を実施し、専門的な相談支援の充実や、健康的な環境づくりに寄与する施策の推進に努める。
- 40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅の場で安心して、最期まで自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成して患者本人及びその家族の負担軽減を図るため、若年がん患者の在宅療養生活支援事業を実施する。

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）
 【施策の柱】健やかな暮らしを支える

事業費 (千円)	当初予算額		計画額	
	令和3年度		令和4年度	令和5年度
	38,015		38,226	46,152

母子保健事業(再掲)

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

福祉保健部 母子健康課

事業概要

- 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査等を実施し、母と子の健康づくりを推進する。
- 平成29年度に子育て世代包括支援センターを開設するとともに、マイ保健師制度を導入し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図っている。
- 中核市移行に伴い、国制度と一本化した特定不妊治療費の助成を開始するとともに、女性の健康相談において、不妊等に悩む方への相談支援を実施している。

現状と課題

- 健康診査等を通じて、乳幼児の発育・発達状態や養育環境等を把握し、適切な医療や療育につながるよう支援している。また、未受診者に対しては、訪問等、複数回アプローチし、応答がない場合は居所不明児として、子育て支援課と連携し、未受診者の養育状況の把握を行っている。今後も引き続き全ての未受診者の状況をタイムリーに把握することが重要となる。
- 子育て世代包括支援センターの開設に伴い、特定妊婦の選定、産婦健康診査等の関連事業を通じた様々なスクリーニングにより、養育支援家庭の把握に努めている。早期にマイ保健師が支援することで、母親の孤立感や不安感を和らげ、重症化を予防するとともに、自立に導くことが必要である。

今後の事業展開

- 乳幼児健診未受診者の状況把握については、マイ保健師が子育て支援課等と連携し、タイムリーに把握する体制の強化を図る。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を図るため、マイ保健師が相談支援の起点となりながら、関係機関や関連事業等をつなぎ合わせた包括的な支援体制の充実を図る。

事業費 (千円)	当初予算額		計画額	
	令和3年度		令和4年度	令和5年度
	197,189		303,638	304,517

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

健康診査事業

担当部課名

福祉保健部 地域保健課

事業概要

- 生活習慣病やがん等の早期発見及び重症化を予防し、健康寿命[※]の延伸を図る。
- 健康増進法第17条及び第19条の2の「市町村による生活習慣相談等の保健指導、関連業務の実施、健康増進事業の実施」に基づき、基本健康診査や各種がん検診などの事業を実施している。

現状と課題

- 生活習慣病対策として、国民健康保険の加入者を対象とした特定健康診査[※]を実施するとともに、生活保護受給者を対象とした生活保護受給者等健診及び19～39歳の方を対象とした基本健康診査を実施し、生活習慣病等の早期発見に努めている。また、がんの早期発見への取組として、各種がん検診を実施している。今後も疾病の早期発見及び重症化予防に向けて、多くの方に健康診査やがん検診を受けられるよう、健診体制の整備や周知に取り組む。
- がん検診を受けて精密検査の対象となった方が、きちんと精密検査を受けていただくような取組が課題となっている。

今後の事業展開

- 多くの方に基本健康診査やがん検診等を受診してもらえるよう、あらゆる機会を通じて健診受診の周知を図り、受けやすい健診体制の整備に努める。集団健診申込みにおいて、希望しない検診を選択するオプトアウト方式[※]を取り入れることにより、がん検診受診につながる体制づくりに努める。
- 基本健康診査や特定健診等の結果から、糖尿病や慢性腎臓病予防に向けた保健指導等の実施や、がん検診の結果精密検査対象者となった者のうち受診が確認できない方に対し、電話等により受診勧奨を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	147,354	144,133	144,550

各種予防事業

担当部課名
 福祉保健部 医務感染症課

事業概要

- 予防接種法に基づき、感染症の被害を最小限にとどめるために、免疫の備わっていない乳幼児等や体力が低下している高齢者への予防接種を実施する。
- 風しんの発生及びまん延の予防のため、成人男性を対象とした風しん抗体検査及び予防接種を実施し、生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、風しん予防接種の費用助成を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生を最小限に止めるため、国の指示のもと、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する。

現状と課題

- 接種間隔が空くなど、接種時期を忘れやすい年代の接種率が低い傾向にある。
- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種」の追加的対策の実施率が低い傾向にある。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を希望する方が、円滑かつ着実に接種できるように必要な体制を整備し、ワクチンの供給後は速やかに市民への接種を開始しなければならない。

今後の事業展開

- 接種時期を忘れやすい年代の接種対象者に対し、個別通知を発送することなどにより接種率の向上を図る。
- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種」の周知等の工夫を図り、受検等目標の達成を目指す。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の一般的な相談や本市の実施体制に関する問合せ等に適切に対応するため、ワクチン接種コールセンターにおける相談体制の充実を図る。また、ワクチンの供給状況に応じて速やかにワクチン接種が実施できるようにするため、市有施設における集団接種のほか、市内の病院・診療所でも多くの方が接種できるよう関係機関と連携し、ワクチンの接種体制を整備する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	424,687	372,795	373,874

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

感染症対策事業

担当部課名

福祉保健部 医務感染症課

事業概要

- 定点医療機関から週単位又は月単位での届出内容を感染症サーベイランスシステム[※]を通じて中央感染症情報センターへ報告し、届出内容を集計・分析した情報を公表する。
- 感染症患者に適切な医療を提供するため、医療費の公費負担を行う。
- 先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性、その配偶者及び同居者等を対象に保健所において風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方には予防接種を勧奨する。
- エイズや性感染症のまん延防止と正しい知識の普及啓発を図るため、保健所における相談・検査及び学生等を対象とした知識普及啓発講座を実施する。
- 社会福祉施設等において、感染症が集団発生した場合の原因究明と拡大防止の指導等を目的に疫学調査を実施するとともに、市民への注意喚起のため、市ホームページに情報を公表する。
- 新型コロナウイルス感染症の対策として、保健所内に設置した受診・相談センターにおいて発熱患者等からの相談に応じるとともに、感染が疑われる方に対するPCR検査などの行政検査が速やかに受検できるようにするため、関係機関と連携し検査体制の強化を図る。

現状と課題

- 新型インフルエンザや新感染症が発生した場合には、世界的大流行（パンデミック）となり、市民への健康被害やこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。このようなことから、平時から新型インフルエンザ等が発生した際の体制を整備しておく必要がある。
- 結核患者は、再発及び薬剤耐性菌の出現を防止するため、処方された薬剤を確実に服薬し、治療の完了を徹底する必要がある。また、潜在性結核感染症患者においては、発症を予防するため、その治療を確実に行うことが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下において、発熱患者等の相談から受診・検査までの過程が迅速かつ円滑に実施できる体制の確保と患者への適切な医療の提供が必要である。

今後の事業展開

- 新型インフルエンザ等の市内発生を想定し、発生段階に応じた訓練を実施するとともに、関係機関との連携体制を構築する。また、新型インフルエンザ等の発生時に必要な物資や資材等を備蓄・点検整備する。
- 患者の抗結核薬の服薬を支援するDOTS[※]支援員を配置し、結核患者に確実な服薬を支援することにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防する。
- 新型コロナウイルス感染症のPCR検査については、甲府市医師会と連携して事業を実施し、かかりつけ医などの身近な医療機関で相談・受診・検査ができる体制を強化する。また、新型コロナウイルス感染症の患者の医療費に対して公費負担し、適切な医療を提供する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	347,455	126,640	43,380

施策6 医療環境の充実

施策の方向

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携と機能分担を推進し、医療支援体制の確立に努めるとともに、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 市立甲府病院にあっては、地域の中核病院として、地域の医療機関との連携や機能分担を進め、地域が一体となった切れ目のない医療支援体制の確立に努めるとともに経営の健全化を図る必要があります。
- 甲府市医師会など関係機関と連携し、甲府市地域医療センターを拠点とした、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図る必要があります。
- 病院や診療所等が適正な医療を行う場となるよう立入検査を実施するとともに、医療に関する相談や情報提供などを行う医療安全相談コーナーを設置し、市民が安心して医療を受けられる環境の構築及び医療の安全の確保を図る必要があります。
- 薬局等勤務薬剤師にかかる研修会を開催し、薬剤師の資質向上や業務の適正化等を図るほか、毒物劇物取扱者講習会を開催するなどし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	
成果指標	市立甲府病院の病床利用率	71.9% (R1)	78.5%	
	市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 61.0% (R1) 逆紹介率 54.0% (R1)	紹介率 65.0% 逆紹介率 60.0%	
市民実感 度指数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2.83P	2.88P	2.90P	—

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策6 医療環境の充実

（1）医療支援体制の確立

◎病院経営推進事業

○医療安全対策推進事業

◎地域医療連携事業

○国民健康保険事業（直営診療）

（2）緊急医療体制の充実

◎救急医療体制整備事業

○地域医療センター管理事業

（3）保健衛生の充実

○薬務等対策事業

主要事業

病院経営推進事業

担当部課名

市立甲府病院 経営企画課

事業概要

●経営の健全化

高額医療機器の更新等による費用増加が見込まれる中で「新市立甲府病院改革プラン」を策定し、入院収益の年次の増収及び費用削減を図ることにより、経常収支比率100%以上を目指す。

現状と課題

- 平成25年度に市立甲府病院経営形態検討委員会において経営形態について検討し、当面の間は現行の地方公営企業法の一部適用の維持を決定した。現行の経営形態での経営改善状況を踏まえ、適宜適切に経営の効率化について検討を行う。

今後の事業展開

- 目標管理による目標値、進捗状況の管理と確実な実行
- 全診療科、全部門に対して、院長・副院長を交えた意見交換会（2回/年）の実施
- 改善取組推進の体制作り
- 各科・各部門から提案された改善案の検討・実施

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10,257,124	10,190,848	10,168,838

地域医療連携事業

担当部課名

市立甲府病院 総務課

事業概要

- 市立甲府病院は地域の基幹病院として、高度急性期医療、急性期医療を主に提供するとともに、回復期病棟である地域包括ケア病棟を開設し、急性期医療を経過した患者等の受け入れ並びに在宅復帰支援等を行う機能を整備し、当地域の地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する。

現状と課題

- 中北医療圏[※]において、75歳以上の医療需要は今後増加し、慢性疾患・複数疾患を抱える患者、在宅で医療を受ける患者の増加や、手術のみならずリハビリの必要性の増大が見込まれている。あらゆる世代の一人一人が安全安心で質が高く効率的な医療を受けられる、地域が一体となった医療連携体制を整備する必要がある。

今後の事業展開

- 救急医療をはじめ、がん診療・周産期医療等、地域に必要な医療の提供に積極的に取り組むとともに、紹介患者の受け入れや地域診療所等への逆紹介を一層推進し、地域医療支援病院[※]の認定を目標に据え、地域における当院の役割を果たすため積極的な取り組みを行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,164	1,164	1,164

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

救急医療体制整備事業

担当部課名

福祉保健部 医務感染症課

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 夜間の甲府市地域医療センターにおける初期救急については、甲府市医師会が運営する救急医療センター、甲府市歯科医師会が運営する歯科救急センター、甲府市薬剤師会が運営する救急調剤薬局に支援を行っている。
- 休日の日中における医療体制整備については、開業医による在宅当番医制事業を甲府市医師会に委託している。
- 二次救急医療[※]体制の整備については、病院群輪番制運営事業を周辺市町と共に二次救急病院に委託し、休日、夜間における重症救急患者に対する診療を行っている。
- 小児救急医療体制の整備については、小児初期救急医療センター事業及び小児病院群輪番制等を山梨県及び県内の市町村で組織する山梨県小児救急医療事業推進委員会を通じて実施し、夜間、休日における小児救急患者に対する診療等を行っている。

現状と課題

- 平成26年4月14日に「甲府市地域医療センター」を新たに整備し、甲府市及び周辺地域の初期救急医療機能の充実強化を図っている。
- 甲府市地域医療センターで実施している救急医療センターの運営については、現在、対象地域である3市1町（甲府市・甲斐市・中央市・昭和町）及び山梨県で財政負担を行っているが、対象地域以外の利用者に係る市町村の負担が反映されていない。同じく甲府市地域医療センターで実施している歯科救急センター及び救急調剤薬局の運営については、甲府市単独で財政負担を行っており、甲府市外からの利用者が一定数いるものの、市外の利用者に係る市町村の負担が反映されていない。
- 休日の日中における在宅当番医制事業については、甲府市医師会に委託して実施しているが、会員医師の高齢化等による協力医の減少等もあることから、医療機関の繁忙期・閑散期を考慮した柔軟な診療体制での運用など、効率的な運営を図っている。
- 医師の高齢化や診療協力医の減少により、中北医療圏における初期救急体制の運営は厳しい状況にある。また、急を要さない症状での夜間の初期救急の受診や、軽症で入院を要しない患者による二次救急の受診など、救急外来の不適切な利用も救急医療体制を維持する上での課題となっている。

今後の事業展開

- 甲府市地域医療センターで実施している救急医療センター・歯科救急センター・救急調剤薬局は、財政負担している対象地域以外の患者も一定数受け入れている状況であるため、県内市町村に応分の負担を求めることや広域運営の実施について、県及び県内市町村と検討を進めていく。なお、小児初期救急医療センターの運営については、広域により運営を行っており、引き続き適正な受診に努めていく。
- 休日の日中における在宅当番医制事業に係る診療体制については、今後も柔軟な運用等を検討し、在宅当番医の負担軽減を図る取組を進めていく。
- 中北医療圏における今後の初期救急医療体制については、県、関係市町及び関係機関と協議し、維持・

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）
【施策の柱】健やかな暮らしを支える

再構築について検討を進めていく。また、救急医療の適正な利用については、継続して周知と啓発に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	159,711	185,284	185,820